

一般財団法人 日本建築総合試験所 確認検査業務手数料規程

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築総合試験所 確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）第50条第1項の規定に基づき、一般財団法人 日本建築総合試験所（以下「当法人」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（建築物に関する確認の申請手数料）

第2条 業務規程第17条（第25条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、**別表第1** 建築確認・計画変更の確認欄に掲げる額とする（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けているもの等で、2以上の敷地が一団地を形成している場合において、当該一団地内の建築物に関する確認を申請する場合は、それぞれの敷地毎に算定した手数料の額を合計するものとする。以下完了検査申請についても同じ。）。

- 2 当該申請が業務規程第25条において準用する場合、かつ、当該計画の変更に係る直前の確認を当法人から受けているものを除き、当該申請に係る建築物が複数棟（2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝達しない構造方法によるものにあつては各部分を一の棟とし、棟の床面積が500平方メートル以下のもの又は構造耐力に係る国土交通大臣の認定を受けた棟を除く。）である場合は、**別表第1**の面積区分に該当する手数料の額の10%の額に棟数から1を減じた値を乗じた額を前項の規定による手数料の額に加算する。
- 3 法第21条第1項（建築物の主要構造部について当該建築物の通常火災終了時間に基づき設計する方法）、法第27条第1項（特殊建築物の主要構造部について当該建築物の特定避難時間に基づき設計する方法）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）令第108条の3第1項（耐火性能検証法）、令第108条の3第4項（防火区画検証法）、令第112条第3項（通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさない2以上の建築物の部分の構造の検証）、令第128条の6第1項（区画避難安全検証法）、令第129条第1項（階避難安全検証法）及び令第129条の2第1項（全階避難安全検証法）に規定する検証法を適用する建築物（国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第1項に規定する手数料の額に当該検証法を適用する部分の床面積の合計及び適用する検証法に応じ、**別表第2-1**に掲げる額を加算する（建築物の計画を変更して建築物を建築する場合にあつては、計画を変更する部分が当該検証法を適用する部分の過半に及ぶ場合に限る。）。
- 4 当該申請に係る建築物が令第126条の2第2項ロに定める建築物の2以上の部分の構造が通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさないものとした構造を有する場合は、**別表第2-2**に掲げる額を加算する。
- 5 当該申請に係る建築物が平成25年国土交通省告示第771号第2に定める特定天井（国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）を有する場合は、**別表第2-3**に掲げる額を加算

する。

- 6 当該申請に係る建築物が令第 82 条の 5 の規定に基づく限界耐力計算及び令第 81 条第 2 項第 1 号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行った場合は、**別表第 2-4** に掲げる額を加算する（建築物の計画を変更して建築物を建築する場合にあっては、計画を変更する部分が構造計算適合性判定を要する場合に限る。）。
- 7 **別表第 1** の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号及び第 3 号に掲げる場合を除く。）：当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当法人から受けている場合：当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当法人以外の者から受けている場合：当該建築に係る部分の床面積
 - (4) 建築物の大規模な修繕若しくは、大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合：当該修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積

（建築設備に関する確認の申請手数料）

- 第 3 条** 業務規程第 17 条（昇降機以外の建築設備については、法 87 条の 2 において準用する場合に限る。）に規定する建築設備の確認申請に係る手数料の額は、一の建築設備について、建築設備の区分に応じて**別表第 3** 建築確認欄に掲げる額とする（次項及び第 3 項に掲げる場合を除く。）。
- 2 小荷物専用昇降機以外の建築設備の計画変更確認申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、当該各号に定める額とする。
 - (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を当法人から受けている場合：15,000 円
 - (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を当法人以外の者から受けている場合：20,000 円
 - 3 小荷物専用昇降機の計画変更確認申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、小荷物専用昇降機一基について、当該各号に定める額とする。
 - (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を当法人から受けている場合：8,500 円
 - (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を当法人以外の者から受けている場合：11,000 円

（工作物に関する確認の申請手数料）

- 第 4 条** 業務規程第 17 条に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、一の工作物について、工作物の区分に応じ、**別表第 4-1 から別表第 4-5** 建築確認欄に掲げる額とする（次項に掲げる場合を除く。）。
- 2 工作物の計画変更確認申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、当該各号に定める額とする。
 - (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を当法人から受けている場合：**別表第 4-1 から別表第 4-5** 計画変更の建築確認欄に掲げる額
 - (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を当法人以外の者から受けている場合：**別表第 4-1**

から別表第 4-5 建築確認欄に掲げる額

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第 5 条 業務規程第 27 条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第 1 中間検査欄に掲げる額とする。

2 別表第 1 の床面積の合計は、当該検査に係る検査対象面積とする。

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第 6 条 業務規程第 27 条（昇降機以外の建築設備については、法第 87 条の 2 において準用する場合に限る。）に規定する建築設備に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第 3 中間検査欄に掲げる額とする。

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第 7 条 業務規程第 27 条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第 4-1 から別表第 4-5 中間検査欄に掲げる額とする。

(当法人以外の者が確認を行った工事の中間検査の申請手数料)

第 8 条 中間検査の対象となる建築物の計画に係る確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者が当法人でない場合は、第 5 条の申請手数料に、第 2 条（第 5 項を除く。）の規定により算出した手数料の額を加算する。

2 中間検査の対象となる建築設備の計画に係る確認（確認を受けた建築設備の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者が当法人でない場合は、第 6 条の申請手数料に、第 3 条第 1 項の規定により算出した手数料の額を加算する。

3 中間検査の対象となる工作物の計画に係る確認（確認を受けた工作物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者が当法人でない場合は、第 7 条の申請手数料に、第 4 条第 1 項の規定により算出した手数料の額を加算する。

(建築物に関する仮使用認定の申請手数料)

第 9 条 業務規程第 41 条に規定する建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、別表第 1 完了検査欄に掲げる額とする。

2 別表第 1 の床面積の合計は、仮使用認定に係る当該建築物の仮使用部分の床面積の合計とする。

3 当法人において建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下建築物省エネ法という。）第 12 条第 3 項の規定による適合判定通知書を受けた建築物は、仮使用認定申請一件につき別表第 1 完了検査欄に掲げる額に 3 割を乗じた額を加算する。
ただし、建築物省エネ法の判定対象床面積が、仮使用認定申請床面積と大きく乖離する場合は、見積により額を算定する。

4 建築物省エネ法の増改築において既存部分の建築物エネルギー消費性能を算定した場合、建築物エネルギー消費性能を算定した床面積を仮使用認定申請床面積に加算し、前項の規定を適用する。

（建築設備に関する仮使用認定の申請手数料）

第 10 条 業務規程第 41 条に規定する建築設備に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、別表第 3 完了検査欄に掲げる額とする。

（工作物に関する仮使用認定の申請手数料）

第 11 条 業務規程第 41 条に規定する工作物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、工作物の種類及び高さの区分に応じ、別表第 4-1 から別表第 4-5 完了検査欄に掲げる額とする。

（当法人以外の者が確認を行った工事の仮使用認定の申請手数料）

第 12 条 仮使用認定の対象となる建築物の計画に係る確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者又は当該建築物の中間検査を行った者が当法人でない場合は、第 9 条に規定する申請手数料に、第 2 条（第 5 項を除く。）の規定により算出した手数料の額を加算する。

2 仮使用認定の対象となる建築設備の計画に係る確認（確認を受けた建築設備の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者が当法人でない場合は、第 10 条に規定する申請手数料に、第 3 条第 1 項の規定により算出した手数料の額を加算する。

3 仮使用認定の対象となる工作物の計画に係る確認（確認を受けた工作物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者が当法人でない場合は、第 11 条に規定する申請手数料に、第 4 条第 1 項の規定により算出した手数料の額を加算する。

（建築物に関する完了検査の申請手数料）

第 13 条 業務規程第 34 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第 1 完了検査欄に掲げる額とする。

2 別表第 1 の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積とする。ただし、当法人から仮使用認定を受けた建築物にあっては、当該建築に係る部分の床面積から仮使用認定に係る部分の床面積を除く。

3 当法人において建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下建築物省エネ法という。）第 12 条第 3 項の規定による適合判定通知書を受けた建築物は、完了検査申請一件につき別表第 1 完了検査欄に掲げる額に 3 割を乗じた額を加算する。
ただし、建築物省エネ法の判定対象床面積が無い場合は、加算しない。

4 建築物省エネ法適合判定通知書を行った者が当法人でない場合は、第 1 項に規定する額に、当法人が制定する建築物省エネ法判定業務規程の規定に基づく判定手数料に相当する額を加算する。

5 建築物省エネ法の増改築において既存部分の建築物エネルギー消費性能を算定した場合、建築物エネルギー消費性能を算定した床面積を完了検査申請床面積に加算し、第 3 項の規定を適用する。

（建築設備に関する完了検査の申請手数料）

第 14 条 業務規程第 34 条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、**別表第 3** 完了検査欄に掲げる額とする。ただし、当法人から仮使用認定を受けた建築設備にあつては、5,000 円とする。

（工作物に関する完了検査の申請手数料）

第 15 条 業務規程第 34 条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、工作物の種類及び高さの区分に応じ、**別表第 4-1 から別表第 4-5** 完了検査欄に掲げる額とする。

ただし、当法人から仮使用認定を受けた工作物にあつては、5,000 円とする。

（当法人以外の者が確認及び中間検査を行った工事の完了検査の申請手数料）

第 16 条 完了検査の対象となる建築物の計画に係る確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者又は当該建築物の中間検査を行った者が当法人でない場合は、第 13 条に規定する申請手数料に、第 2 条（第 5 項を除く。）及び第 5 条（中間検査を要する場合に限る。）の規定により算出した手数料の額を加算する。

2 完了検査の対象となる建築設備の計画に係る確認（確認を受けた建築設備の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者又は当該建築設備の中間検査を行った者が当法人でない場合は、第 14 条に規定する申請手数料に、第 3 条第 1 項及び第 6 条（中間検査を要する場合に限る。）の規定により算出した手数料の額を加算する。

3 完了検査の対象となる工作物の計画に係る確認を行った者又は当該工作物の中間検査を行った者が当法人でない場合は、第 15 条に規定する申請手数料に、第 4 条第 1 項及び第 7 条（中間検査を要する場合に限る。）の規定により算出した手数料の額を加算する。

（遠隔地の場合の検査申請手数料）

第 17 条 検査の対象となる工事現場までの距離が、当法人の大阪事務所（所在地：大阪市中央区内本町 2-4-7）を起点に、概ね片道 50km を超える場合は、第 5 条から前条までの手数料の額に、別に定める「一般財団法人 日本建築総合試験所 確認検査課旅費規程」により算出した額の交通費等を加算する。

（既存の建築物等に遡及適用がある場合）

第 18 条 業務規程第 17 条に規定する既存の建築物に遡及適用がある場合等、既存の建築物に係る審査および検査に要する増築等の確認の場合においては、当該既存の建築物の部分の床面積を合計した面積により、別表第 1 の面積区分に該当する手数料の額の 30% の額を手数料の額に加算する。

2 業務規程第 17 条（昇降機以外の建築設備については、法 87 条の 2 において準用する場合に限る。）に規定する建築設備に遡及適用がある場合等、既存の建築設備に係る審査および検査に要する増築等の確認の場合においては、別表第 3 の区分に該当する手数料の額の 30% の額を手数料の額に加算する。

3 業務規程第 17 条に規定する工作物に遡及適用がある場合等、既存の工作物に係る審査および検査に要する増築等の確認の場合においては、一の工作物について、工作物の区分

に応じ別表第 4-1 から 4-5 の区分に該当する手数料の額の 30%の額を手数料の額に加算する。

(確認検査申請手数料の減額)

第 19 条 業務規程第 51 条第 4 項の規定に基づき、手数料の減額をする場合、又は地域の実情等により減額が必要と認められる場合の額は、別途算出した額とする。

(確認検査申請手数料を増額するための要件)

第 20 条 確認審査および検査業務に要する時間が、想定している時間を越えるものとして法人が判断した場合に手数料を増額することができるものとする。

(確認検査業務に係る各種処分事項証明手数料)

第 21 条 確認検査業務に係る各種処分事項証明申請手数料は、証明する処分 1 件につき 3,000 円とする。

[附則]

この規程は、1999年10月4日から施行する。

この改定された規程は、2001年10月1日から施行する。

この改定された規程は、2002年7月1日から施行する。

この改定された規程は、2003年10月1日から施行する。

この改定された規程は、2004年10月1日から施行する。

この改定された規程は、2007年9月15日から施行する。

この改定された規程は、2009年11月1日から施行する。

この改定された規程は、2011年5月1日から施行する。

この改定された規程は、2012年4月1日から施行する。

この改定された規程は、2015年6月1日から施行する。

この改定された規程は、2015年12月10日から施行する。

この改定された規程は、2017年4月1日から施行する。

この改定された規程は、2021年4月1日から施行する。

(別表第 1) 建築物

(単位：円)

床面積の合計	建築確認 ・ 計画変更 の確認	中間検査	完了検査	
			中間検査あり	中間検査なし
100 m ² 以内	80,000	80,000	80,000	80,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内	110,000	100,000	100,000	120,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内	140,000	120,000	130,000	140,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	170,000	150,000	160,000	180,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	290,000	200,000	250,000	280,000
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	400,000	280,000	350,000	400,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	580,000			
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	770,000	420,000	550,000	580,000
20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以内	930,000			
30,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	1,050,000			
40,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	1,200,000			
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	1,500,000	800,000	1,100,000	1,200,000
100,000 m ² を超え 200,000 m ² 以内	2,000,000	1,100,000	1,400,000	1,600,000
200,000 m ² を超えるもの	3,000,000			

(別表第 2-1) 各種検証法により設計を行った建築物の建築確認手数料の加算額 (単位 : 円)

床面積の合計	区画避難 安全検証法		階避難 安全検証法		全館避難 安全検証法	
	避難に 要する 時間に 基づく 算定	煙又はガス の高さに基 づく算定	避難に 要する 時間に 基づく 算定	煙又は ガスの 高さに 基づく 算定	避難に 要する 時間に 基づく 算定	煙又はガス の高さに基 づく算定
500 ㎡以内	70,000	140,000	110,000	220,000	150,000	300,000
500 ㎡を超え 3,000 ㎡以内	90,000	180,000				
3,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	110,000	220,000				
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内	200,000	400,000	200,000	400,000	250,000	500,000
50,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内	280,000	560,000	280,000	560,000	360,000	720,000
100,000 ㎡を超え 200,000 ㎡以内	350,000	700,000	350,000	700,000	470,000	940,000
200,000 ㎡を超えるもの	420,000	840,000	420,000	840,000	550,000	1,100,000

第 21 条第 1 項 「建築物の主要構造部について当該建築物の通常火災終了時間に基づき設計する方法」	法第 27 条第 1 項「特殊建築物の主要構造部について当該建築物の特定避難時間に基づき設計する方法」	耐火性能 検証法	防火区画 検証法	通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさない 2 以上の建築物の部分の構造
100,000	110,000	200,000	55,000	120,000
120,000	130,000			140,000
140,000	150,000			160,000
180,000	200,000	350,000	100,000	280,000
250,000	270,000	500,000	140,000	400,000
320,000	350,000	650,000	180,000	520,000
400,000	440,000	800,000	200,000	640,000

(別表第 2-2) 建築物の 2 以上の部分の構造が通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさないものとした構造の加算額 (単位 : 円)

床面積の合計	加算額
500 ㎡以内	60,000
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	80,000
1,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内	100,000
3,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	150,000
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内	200,000
50,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内	250,000
100,000 ㎡を超えるもの	300,000

(別表第 2-3) 特定天井に係る建築確認手数料の加算額

(単位：円／設置箇所)

設置部分の面積	特定天井を設置するもの	落下防止措置を講じるもの
200 m ² を超え 500 m ² 以内	100,000	200,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	150,000	300,000
1,000 m ² を超えるもの	200,000	400,000

(別表第 2-4) 限界耐力計算及び限界耐力計算と同等の構造計算（告示免震、エネルギー法等）により計算を行った場合の建築確認手数料の加算額

(単位：円)

床面積の合計	加算額
2,000 m ² 以内	50,000
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	100,000
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	150,000
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	200,000
100,000 m ² を超えるもの	250,000

(別表第 3) 建築設備

(単位：円)

建築設備の区分	建築確認	中間検査	完了検査	
			中間検査あり	中間検査なし
昇降機	1 基につき 20,000	1 基につき 20,000	1 基につき 29,000	1 基につき 30,000
小荷物専用昇降機	1 基につき 11,000	1 基につき 11,000	1 基につき 16,000	1 基につき 22,000
上記以外の建築設備	20,000	20,000	29,000	35,000

(別表第 4-1) 令第 138 条第 1 項第 1 号に規定する工作物

(煙突)

(単位：円)

高さの区分	建築確認	計画変更 の建築確認	中間検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
6mを超え 24m以下	50,000	25,000	50,000	45,000	50,000
24mを超え 60m以下	75,000	40,000	70,000	70,000	80,000
60mを超えるもの	100,000	50,000	90,000	95,000	100,000

(別表第 4-2) 令第 138 条第 1 項第 2 号に規定する工作物
(鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱等)

(単位：円)

高さの区分	建築確認	計画変更 の建築確認	中間検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
15mを超え 60m以下	50,000	25,000	50,000	45,000	50,000
60mを超えるもの	75,000	40,000	70,000	70,000	80,000

(別表第 4-3) 令第 138 条第 1 項第 3 号に規定する工作物
(広告塔、装飾塔、記念塔等)

(単位：円)

高さの区分	建築確認	計画変更 の建築確認	中間検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
4mを超え 16m以下	50,000	25,000	50,000	45,000	50,000
16mを超え 36m以下	75,000	40,000	70,000	70,000	80,000
36mを超え 60m以下	100,000	50,000	90,000	95,000	100,000
60mを超えるもの	125,000	65,000	110,000	120,000	140,000

(別表第 4-4) 令第 138 条第 1 項 4 号に規定する工作物
(高架水槽、サイロ、物見塔等)

(単位：円)

高さの区分	建築確認	計画変更 の建築確認	中間検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
8mを超え 32m以下	50,000	25,000	50,000	45,000	50,000
32mを超え 60m以下	75,000	40,000	70,000	70,000	80,000
60mを超えるもの	100,000	50,000	90,000	95,000	100,000

(別表第 4-5) 令第 138 条第 1 項第 5 号に規定する工作物
(擁壁)

(単位：円)

高さの区分	建築確認	計画変更 の建築確認	中間検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
2mを超え 8m以下	50,000	25,000	50,000	45,000	50,000
8mを超え 18m以下	75,000	40,000	70,000	70,000	80,000
18mを超え 32m以下	100,000	50,000	90,000	95,000	100,000
32mを超え 60m以下	125,000	65,000	110,000	120,000	140,000
60mを超えるもの	150,000	75,000	130,000	150,000	160,000